

## 20 生活保護制度における実効性のある就労支援による自立支援の強化や不正受給を許さない適正化対策の推進 (厚生労働省)

現在の生活保護制度は、昭和25年の制度創設以来、これまで抜本的な改革が行われておらず、今日の社会経済情勢の変化に対応できず、制度疲労を起こしています。

生活保護制度は、ナショナルミニマムとして国の責任において実施すべきであり、本来その経費は全額国庫負担とすべきですが、現状では、その4分の1を地方自治体が負担しています。

京都市においては、これまでから全国でもトップクラスとなる実施体制を確保する中で、懇切丁寧な対応、徹底した実態把握等の取組を進めてきた結果、保護世帯の増加率が他都市の中でも低い状況にあるものの、平成20年秋以降の急激な景気後退により、生活保護世帯は急増しており、生活保護に要する負担の増加が財政全体を圧迫し、行政運営に支障を来たしかねない状況が続いています。

現在、国におかれましては、就労による自立の促進、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を行うための生活保護制度改革として、本市がこれまでから求めてきた「就労へのインセンティブが働く制度設計」や「実施機関の調査権限の強化」などの実現に向けた検討が進められております。

しかし、失業等が生活保護に直結している状況の解消や、年金制度との不整合等の制度矛盾の解決を図っていくためには、社会保障全般も含めた制度の抜本的な改革が必要不可欠です。

更には、最後のセーフティネットとして市民から信頼される制度であるためには、医療扶助の適正化を図るための一部自己負担の導入や、不正受給を許さない・逃げ得を許さないけじめある適正な制度運営がより一層求められています。

については、危機的な状況を解決するには、必要な財政措置と社会経済情勢に対応した制度とするための抜本的な改革が必要であることから、次のとおり求めます。

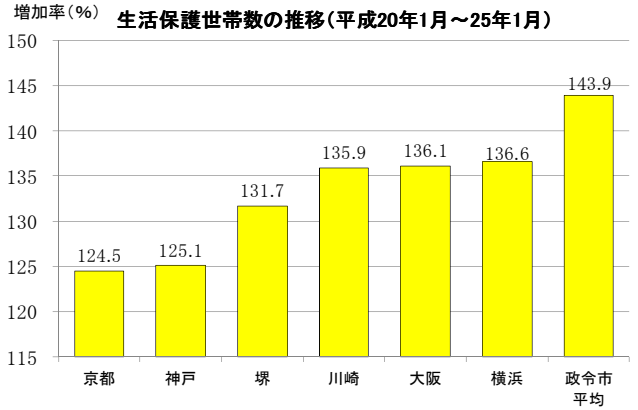
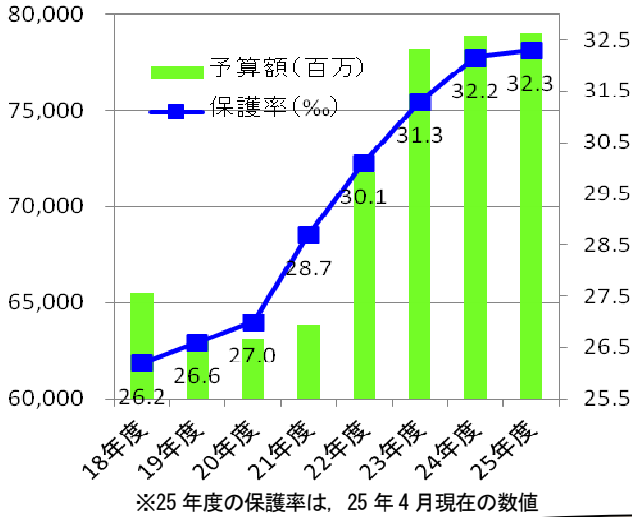
### 提案・要望事項

- 1 生活保護費の全額国庫負担による実施
- 2 就労可能な方とそれ以外の方とを分けた制度とし、就労可能な方には集中的かつ強力な就労支援の実施
- 3 医療扶助の一部自己負担の導入、返還金に係る天引きの制度化、実施機関の調査権限の強化など生活保護の適正化に向けた制度の再構築

# 本市の生活保護の運営状況

21年度以降、保護率が急増した  
 ※21→25年度で151億円（23.7%）の増

就労支援、不正受給対策、府警と連携した暴力団排除対策などを積極的に行い、生活保護世帯は政令市の中で最も低い伸び率に

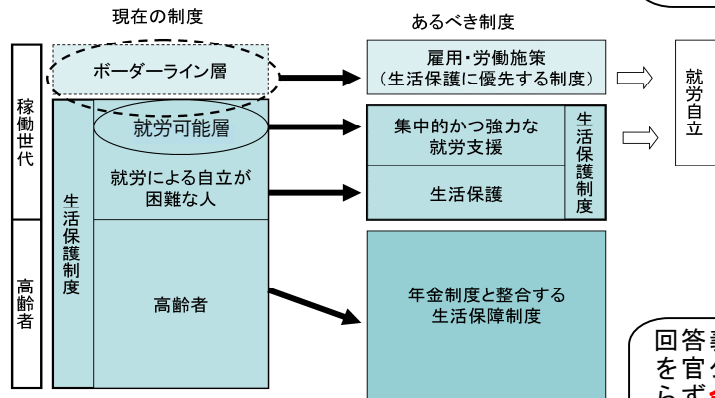


実効ある就労支援策の充実のために、24年12月から、市内の福祉事務所等3箇所にハローワークの就労支援コーナーを設置

実施箇所の拡充（全行政区での実施）を求めよう！

## 制度の抜本的な改革～「働くことができる人は働く社会」へ～

- 就労可能な方とそれ以外の方を分けた制度とし、就労可能な方には集中的かつ強力な就労支援
- 就労へのインセンティブが働く制度設計
- 第二のセーフティネットの拡充
- etc.



回答義務の創設を官公署のみならず金融機関や就労先まで拡大を！

## 生活保護の適正化～市民から信頼される「不正を許さない制度へ」～

医療扶助費の割合 44.3% (23年度決算)

- 医療扶助の一部自己負担導入
- 返還金に係る天引きの制度化
- 実施機関の調査権限の強化
- 金銭給付から現物給付への転換の制度化
- etc.

- 過剰な医療行為を審査する仕組み・基準の設置
- 医療機関への罰則の強化
- 医療扶助の一部自己負担の導入

